

このたびの東日本大震災で被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに一日も早く復興されますことを心よりお祈りいたします。

# 税理士FPメルマガ通信

第126

平成23年 6月 15日発行  
編集: 税理士FP実務研究会事務局  
㈲日税ビジネスサービス 総合企画部  
東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルクワ-29階

## 東日本大震災に対する 生命保険業界の特別措置 <後編>



前回に引き続き東日本大震災で被災された方々に対し、生命保険業界が講じている特別措置についてご案内致します。

### 入院したとみなす取扱い

医療保険や医療特約の入院給付金は、入院1日につき契約した金額、例えば日額5千円や1万円等が支給されるというものです。つまり、入院していないと出ない訳です。ところが、今回の震災では、入院が必要なのに入院することができなかった、という方が大勢いらっしゃいます。例えば、満床等の理由により、避難所や自宅等で入院同等の治療を受けるしかなかったケースや、直ちに入院が必要だったのに道路事情等により震災から数日経ってやっと入院できたというケース。また、入院治療の継続が必要なのに、病床不足の為、より重篤な方々のために早目に退院せざるを得なかったケース等。これらにあてはまる方々は、本来入院できたはずの日数分より少ない給付金しか受け取れないことになります。

そこで、今回の震災により入院ができなかった、入院が遅れた、あるいは退院が早まったという方に対しては、本来入院に必要だった期間分入院したとみなして給付金を支払うとしています。

### 保険料払込猶予期間等に関し特別な取扱い

保険料の支払いが滞ると、一定の猶予期間を経て、やがて保険契約は失効してしまいます。月払いの場合は、翌月1日から末日までが猶予期間。半年払いの場合は、半年ごとの契約応答日の属する月の翌月1日から翌々月の契約応答日まで、年払いの場合は、1年ごとの契約応答日の属する月の翌月1日から翌々月の契約応答日までが猶予期間です。支払い方により、上記の通り猶予期間は違いますが、概ね2ヶ月滞納すると契約は失効です。

そこで、生命保険業界は、被災されている方々のおかれている状況を鑑み、今年12月末まで保険料払込猶予期間を延長しました。猶予期間後も保険を継続したい場合は、12月末までに未納分の保険料を支払えば、平成24年1月以降も契約が継続できる措置がとられています。もし未納分を全額支払うことが困難な場合には、平成24年10月までの分割払いも可能となっています。

### 3年経過後の請求に対しても保険金支払い

保険金や給付金の請求には原則3年の時効がありますが、今回の震災で被災された方に関しては、3年経過後であっても、請求を行えば保険金や給付金の支払いが行われることになっています。

2回にわたり生命保険業界の特別措置に関しご案内してきましたが、行方不明者の取り扱い等、未だはっきりと決まっていないことも多々あります。

行方不明者の死亡認定は、民法上は失踪宣告制度があり、今回の震災が「死亡の原因となるべき危難」に該当するならば、1年後には失踪宣告により死亡したものとみなされます。しかし、当座の資金に窮している方には1年でも長いといえるでしょう。1年を3ヶ月に、という動きはあるようですが、国の方針待ちの状態、生命保険業界としては、現段階では速やかに保険金を支払うことができない状況のようです。今後の動向を注意深く見守っていきましょう。

#### 災害地域生保契約照会センター

フリーダイヤル:0120-00-1731

受付時間:9:00~17:00(土日祝日を除く)

#### 著者プロフィール

##### 田中 尚実 氏

ライフブラッサム代表。

CFP(R)、1級ファイナンシャルプランニング技能士、  
産業カウンセラー、キャリアコンサルタント

金融系シンクタンクで14年の勤務を経て独立。相談業務、執筆業務のほか、講師業務も積極的にこなしており、年間の講義回数は100回程度に及ぶ。わかりやすく楽しい情報提供と、相手の方の立場になって考えることを心がけて業務を行っている。



**今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。**

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

#### メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【株日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488